

乳幼児・子ども医療証のご案内 ～助成の受け方～

乳幼児・子ども医療費助成制度の受給対象者となりましたので、乳幼児・子ども医療証を交付します。医療証右側と、このご案内をお読みいただいたうえで、医療証をご利用ください。

1 都内の医療機関等で受診するとき

健康保険証と乳幼児・子ども医療証を提示してください。健康保険診療の自己負担分（乳幼児は2割・子どもは3割）が助成されます。

注意！ ただし、次のものは助成されません。

- 1 入院時にかかる食事療養標準負担額（ミルク代を含む）
- 2 健康保険診療が適用されない場合
例：健康診断・予防接種・オムツ代・差額ベッド代・薬の容器代・
診断書などの文書料・自由診療・夜間救急時の時間外手数料など

2 都外の医療機関等で受診するとき

医療機関の窓口で自己負担分をお支払いください。後日、『医療助成費支給申込書（以下支給申込書）』にご記入のうえ、領収書（患者氏名・保険診療点数記載のもの）の原本（コピー不可）を添付して、子育て支援課へお申し込みください。申請月の翌月下旬にご登録いただいている保護者の口座へお振込します。（郵送での申し込み可）

3 高額療養費の給付対象となる場合や、健康保険証を提示しなかったため医療費の全額を自己負担されたとき

まずはご加入の健康保険組合へご確認ください。高額療養費の給付対象となる場合には、先に健康保険組合へ療養費の給付申請をしてください。給付決定後に、領収書（コピー可）、療養費の給付決定通知（原本）を添付して『支給申込書』にてお申し込みください。

4 治療用装具代金の支払いが生じた場合

3と同様に、ご加入の健康保険組合へ先に療養費の給付申請をしてください。給付決定後に、医師の診断書（コピー可）、領収書（コピー可）、療養費の給付決定通知（原本）を添付して『支給申込書』にてお申し込みください。

5 小児慢性疾患・自立支援医療など、他の医療費助成制度の自己負担が生じた場合

各助成制度の医療証をお持ちの上、領収書（保険診療点数は無しでも可）を添付して『支給申込書』にてお申し込みください。

6 東京都外の国民健康保険組合に加入している場合

医療証はご利用になれません。医療機関の窓口で自己負担分をお支払いください。後日2と同様に医療費の請求を行ってください。